

地名起源譚と音

近藤信義

—「訛」「誤」「改」をめぐって—

一 はじめに

古風土記の特色は地名への関心の深さにあるといっても過言ではないだろう。地名にはその土地に住む人の関心と、その土地を支配する側の関心との両面性がある。地名が単なる土地の記号であるならば、地名への関心はこれほど深くはなるまい。

風土記の地名起源譚のあり方を、地名命名の語りの様式の面からどのように仕分けることが可能かを試みてみたことがある。^{注1}その分類項目に関しては、未だ若干の問題を孕んではいるが、そうした作業過程から問題として浮び上がってくるのは「音」についてであった。つまり、右の小論では地名命名の分類項目を七項設定してみたのだが、それは地名命名の「語り」の様式」といった視点が主要素であった。ところが、こうした面から見てゆくと、どの様式にも共通して表われてくるのが「音」にかゝる説明であって、その考察が不十分であることに気づかされてきたのである。例えば

1 倭武の天皇の後、大橋比売命、倭より降り来て、此の地に参り遇ひたまひき。故、安布賀の邑と謂ふ。(常陸・行方郡)

2 大草の郷 須佐乎命の御子、青幡佐久佐日古命坐す。故、大草

といふ。

(出雲・意宇郡)

3 波加の村、国占めましし時、天日槍命、先に此処に到り、伊和の大神、後に到りましき。ここに、大神大きに恠しみてのりたまひしく「度らざる先に到りしかも」とのりたまひき。故、波加の村といふ。

(播磨・宍粟郡)

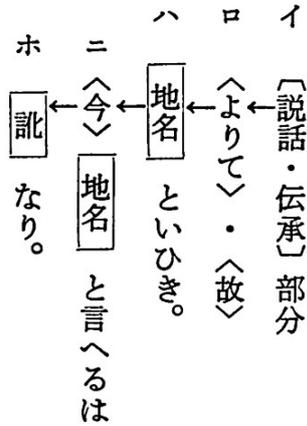
(本文の訓みは『風土記』岩波古典大系による。以下同)

これらは、先の分類項目から言えば、1はA(巡狩巡行)、2はB(神名や、神の属性)、3はD(争闘・国占め)といった語りの様式と見ることが出来る。しかし一方「音」の側から見れば、どれも地名の「音」と、伝承の語りの中からとり出される「音」との間に若干のずれや、語として独立させるには多少の無理を含みながら、それらを越えて地名となつていくという共通性を見せている。こうした例を逐一とり上げてゆくと数多く例示できるが、風土記中には、この「音」からんだ問題を、自覚的に取り扱っている場合と、そうでない場合の両方が見られる。右の三例の場合は、そうではない、無頓着な方に入る。自覚的な場合というのは「訛」「誤」「改」といった語を用いる説き方をさす。ここでは先ず、こうしたものを対象としてとり上げることから始めたい。

地名起源譚と〈音〉

「横言」「讞言」とあるように、正当ではない義を示す。生ルは未熟な状態にあるものを示す。また、隠ルは動詞として単独の用例を見出すことができないが、地名ナバリを「宵に逢ひて朝面無み隠にか……」(万一―六〇)と詠むことから「カクレル」の義のあることがわかる(ナバルはナマルの古語と見る説もある)^{注4}。したがって語義としては、不完全なもの、或は本来のものが隠れている、の意が考えられ、状態としては、正当でないものの生じている様を示していると考えられる。

すると、例えば先のヒサヅヒメ↓ヒタ、イヌノコエヤム↓ヤブ、ナミハヤ(ナミハナ)↓ナニハの諸例は「今」の地名が本来の正当な伝えからははづれていて、未熟な地名であることを訴えていることになり、始原の伝承及び地名を想起させる役割を「訛」が受け持つことになる。そこで、右のabcの資料から一つの図式をとり出すと次のようになる。



通常の地名起源はイロハをもって構成されているといえるが、(例えば一章1・2・3の例)、「訛」を伴った場合はニホが加わる。その場合注目しておくべきと思われることは、イロハの地名にとっての起源伝承の部分―従って本義的、意義的である―からニホへ転ずる

とき、それは専ら〈音〉の転移に全ての理由があづけられており、ニはハの「訛」という捉え方以外の何も必要としない。つまり、この地名の意義は問われていないのであるから、「訛」とされる地名も実は意義的には、イの始原伝承とつながっているというこである。いささか当り前すぎることだが確認しておこう。さてそこで、「訛」の用例を図表化しておく。表1は風土記の全用例、表2は同じく日本書紀の地名に関わる全用例である。

表1 風土記における「訛」の資料

起源の地名(ハ)	「訛」の地名(ニ)	
1 久津媛の郡	日田	豊後(2)
2 奥泉	球磨の郷	〃
3 大器野	網礮野	〃
4 酒井	佐尉の郷	〃
5 最勝海藻の門	穂門(の郷)	〃
6 国見の村	伊美の郷	〃
7 犬の声止むの国	養父の郷	肥前(6)
8 分明の村	狭山の郷	〃
9 海藻生ふる井	米多(米多の郷)	〃
10 器の郷	蒲田の郷	〃
11 賢女の郷	佐嘉の郷	〃
12 希見の国	松浦の郷	〃
13 霞の里	賀周の里	〃
14 群歌鳴の郡	杵嶋の郡	〃
15 豊足の村	託羅の郷	〃
16 潮高満川	塩田川	〃
17 具足玉の国	彼杵の郷	〃

特集<風土記>

23	縷	阿豆良の里	尾張
22	御木の国	三毛の郡	筑後
21	皇子産の石	兒饗の石	"
20	恪勤の国	怡土の郡	"
19	近嶋	資珂嶋	逸文筑前
18	救の郷	周賀の郷	" (38)

(「日本文芸史」192頁河出書房新社昭61より)
最下段数字は、注1拙論の説話番号。以下の図表も同じ。

表2 日本書紀における「訛」の資料

起原の地名(ハ)	訛の地名(ニ)
1 浪速国	難波 神武前紀
2 浪花	"
3 盾津	"
4 母木邑	"
5 鷄邑	"
6 挑河	鳥見 崇神十・九
7 屎禪	樟葉 " "
8 墮羽国	弟国 垂仁十五・八
9 浮羽	的国 景行十八・八
10 伊蘇国	伊親 仲哀八・正
11 梅豆羅国	松浦 神功前紀
12 畝傍山	うねめ 允恭四二・二十一
13 耳成山	みみ " "

注、右の表は地名に関わるもののみである。書紀は他に、船名 軽野↓枯野(応神紀五・十) 人名として他に四例(欽明紀五・二)ある。

右の図表の資料には、個々別に音韻的な説明がつけられるものもあるが、全体的には、先にも述べた如く法則性を一貫させるものがない。そこで、今ハ・ニの間のみに注目すると、その差異をつけられない例として、「誤」「改」といった説明方法が見出せる。一例づつ上げておくと次のようである。これらも資料として図表化してこう。(表3表4)

d 「誤」(図表3) 手染の郷 天の下造らしし大神の命、詔りたまひしく、「此の国は、丁寧に造れる国なり」と詔りたまひて、故、丁寧と負ひ給ひき。しかるに、今の人猶誤りて手染の郷と謂へるのみ。(出雲・嶋根郡)

e 「改」(図表4) 多志野と称ふは、品太の天皇、巡り行でましし時、鞭を以ちて此の野を指して勅りたまひしく、「彼の野は、宅を造り、及、田を墾るべし」とのたまひき。故、佐志野と号く。今、改めて多志野と号く。(播磨・飴磨郡)

表3 地名における「誤」の資料

起原の地名	誤の地名	典拠
1 丁寧	手染の郷	出雲嶋根郷(25)
2 蛸嶋	梓嶋	" (35)
3 内野	大野	" 秋鹿郡(41)
4 神財の郷	神原の郷	" 大原郡(91)
5 無石の堡	石井の郷	豊後・日田郡(3)

注、右の表は、地名にかかわるもののみである。古事記、書紀には該当する例なし。

地名起源譚と<音>

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
片居・片立	高尾張	草香津	米の国	御寐	鳥屋の郷	酒井の泉	永世の社	霧の国	速津媛の国	直桑の村	靱負の村	死野	須加	久都野	倉見の里	漢部の里	大宮(の村)	握の村	皇子代の里	鹿来墓	多志野	私の里	沙部の	遇鹿	紀の国
磐余	葛城	盾津	佐嘉の郡	三根の郷	鳥樺の郷	酒殿の泉	長岡の社	基肄の国	速見の郡	直入の郡	靱編の郷	生野	山守里・安師	宇努	桑原	少宅の里	大宅(家)の里	広山の里	越部の里	香山	佐志野	小川の里	安相	助川	筑波の国
〃	〃(己未二月)	神武即位前紀	〃	〃	〃	〃	〃	肥前・基肄郡(2)	〃	〃	豊後・日田郡(5)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	常陸・筑波郡(3)
〃	〃	〃	佐嘉郡(20)	神前郡(15)	養父郡(7)	〃(4)	〃(3)	〃	速見郡(25)	直入郡(9)	神前郡(218)	六禾郡(204)	讚容郡(177)	〃(163)	〃(156)	〃(125)	〃(114)	〃(95)	〃(86)	〃(80)	〃(66)	〃(59)	〃(48)	〃	播磨・饒磨郡(59)

表4 地名における「改」の資料(風土記及び日本書紀)

27 屯聚居	磐余邑	〃
28 輪韓河	桃河	崇神紀十・九
29 意富加羅国	彌摩那国	垂仁紀二・十
30 娜大津	長津	斉明紀七・三

注・古事記は該当する例なし。又、単に「改字」の用例はと
り上げない。

右のdの「誤」の例は、譚を構成するイロハニホの部分の全て条件的に揃っている。「誤」の例は表3の例が全てであって、説明方法として出雲風土記に特徴的であるといえる。先の「訛」が書紀・九州風土記に特徴的な説明方法であったのと同じく地方的に偏在しているわけだが、その音韻的な関係は、「訛」と「誤」とは区別がつけ難く、説明方法の違いという以外はないように思われる。ただ、「誤」という概念は、起源的に命名された地名に対して、今の地名が、誤りなのであって、「訛」に対して、その亀裂感は深いはずである。しかるに、出雲国の場合今の地名を「誤」とする基準性が明確に働いているとはいえず、難く、例えば次のような例が表われている。

f 千酌の駅家 伊佐奈枳命の御子、都久豆美命、此処に坐す。然れば則ち、都久豆美と謂ふべきを、今の人猶千酌と号くるのみ。
(嶋根郡)

g 沼田の郷 宇及治比古命、「爾多の水もちて、御乾飯爾多に食しまさむ」と詔りたまひて、爾多と負せ給ひき。然れば則ち、爾多の郷と謂ふべきを、今の人、猶努多といふのみ。
(榑根郡)

f・つくつみ↓ちくみ、g・にた↓ぬた、これらの音の転移が、表3の1たし↓たしみ、2たこしま↓たくしまの例と並べて、その差異を指摘するのは困難を感じる。gの文体に「然れば則ち、爾多の郷と謂ふべきを」とあるところに、そのズレが意識されていることは伺われるのだが、結果的には、やはり先に述べた如く、説明方法のあり方という点に帰着するようだ。

次に表4にとりあげた「改」の例である。この場合、先のeの例は文脈が構成の図式通りではないが、イロハニホの条件を満たした明瞭な例であり、しかもハ、ニ間の転移が、「訛」の例と差異がつけ難い。ただ、表4に見られる如く、この用例の内実は単に〈音〉の問題だけではない要素を持っている。例えば表4-1の場合

h 古老のいへらく、筑波の県は、古、紀の国と謂ひき。美万貴の天皇のみ世、采女臣の友属、筑篁命を紀の国の国造に遣はしき。時に、筑篁命のいひしく「身が名をば国に着けて、後の代に流伝へしめむと欲ふ」といひて、即ち、本の号を改めて、更に筑波と称ふといへり。

古、紀の国であった、というキは、中央大和にとっては、東方の前線としての城柵(き)の意味を持つものかとも思われるが、その起源説明はなく、つくはの起源説明を語って「本の号を改」めたところ。古代の城柵がそのまま地名なり、国名になり得たか疑問も残るが、ともかくキからツクハへと改めたのは、後の国造の赴任に起因するものであって、いわば支配側の力が地名に及んだ例であり、ハからニの間に〈音〉にかゝわる要素はない。これはA↓Bへと地名がある理由によって「改」められた例であって、表4の1、4、14、20、24、25、26、28、29が該当する。

しかしながら、こうした〈音〉にかゝわらないものを外してみると、表4の数字を○印で囲った例が表われ、これらは図式的には、ハ↓ニの間に〈音〉の転移があり、それは「改」によるものだとする。したがって「改」は内容的にホの位置に立っているといえる。そしてそれらは「誤」「訛」と並んだ類例となる。中でも、豊後肥前の両風土記の例が比率的に多いことも見てとれる。書紀の場合は、従来の旧名を征討時に「改」めたとする、支配征討行為の中に改名が位置づけられている傾向があるといえよう。

以上、先の構造式のイロハニホの各要素を持ち、とりわけハ↓ニ間の〈音〉の転移に注目した場合、「誤」「訛」および「改」の○印をつけた諸例が、それ／＼同類の対象として設定することができ。ただし、〈音〉の転移という言語現象を説明する場合、「訛」「誤」「改」の間の内実に差異は見出せず、あるいはその説明方法が、地域的な状況性に多少依存するものであるかも知れない、という程度以上には出ないようだ。

三 「今」

右の考察は、「訛」から出発して、その〈音〉の転移に法則性が見出せないという報告を踏まえて、その法則性を見出すよりはむしろその反対の方向の、〈音〉の転移を示す説明方法に対象の範囲を広げて、資料設定をしてきたものである。したがって先の構造式のハ↓ニ間の範囲を広げた〈音〉の転移による地名が浮び上がってきたというわけだが、それらに「訛」「誤」「改」といった言語現象に対する解釈、あるいは判断を示すホの要素は何を意味しているのであろうかという疑問が残る。これを、先の構造式の面からもう少し

地名起源譚と〈音〉

検討を加えておきたい。

さて、右にとり上げて来た諸例は、先に〈音〉に関して自覚的である例としてとり上げて来たものであったわけだが、これらの説明の文体に「今」といへるは」の如く、現状のあり方を示す「今」という語が用いられているのに注意しておきたい。構造式としてはニに位置づけられ、ニを形作る重要な構成語である。これは、イ↓ロ↓ハによって語られる原始的地名に対して、「今」の地名のあり方を示すもので、謂はば、始原からの距離感を暗示する。ただし「今」の用いられ方、あり方は、文章の流れの中に位置づけられ、名詞的

な場合や副詞的な場合があって、その用例の出し方も散文的にならざるを得ないが、検討の必要上、類を厭わずに表示してみる。
 次の表5は風土記、日本書紀、古事記の中から、地名にかゝる説明の中での「今」の用いられる全ての例であると思う。すでに用例的には a b c d e f g 等に見られるものだが、そのように「今」は「訛」「誤」「改」を含みこむ文脈を形作っていることになる。そこで、既に用例として図表に出ているものには上段枠外に○印を付しておく。

表5の63例の「今」の文脈を眺めていると大きくわけて二つのタ

表5 地名における「今」の資料

今地名	文	体	例	典	拠名
1 新治	井を治りに因りて、郡の号に着けき。爾より今に至るまで、其の名を改めず。			常陸・新治郡(2)	
2 田餘	「能く滄れる水かな」とのりたまひき。是によりて、里の名を、今、田餘と謂ふ。			〃・行方郡(7)	
3 板来	痛く殺すと言ひし所は、今、伊多久の郷……			〃	(20)
4 布都奈	臨に斬ると言ひし所は、今、布都奈の村……			〃	(21)
5 安伐	安く殺ると言ひし所は、今、安伐の里……			〃	(22)
6 吉前	吉く殺くと言ひし所は、今、吉前の邑と謂ふ。			〃	(23)
7 大榭	時の人、大榭の義を取りて、今は大榭の岡と謂ふ。			〃・那賀郡(36)	
8 藻島	(倭武天皇)：種々の海藻多に生ひて、茂榮れりき。因りて名づく。今も然なり。			〃・多珂郡(52)	
9 黒田	土の体、色黒し。故、黒田といふ。今も猶、旧の黒田の号を追へるのみ。			出雲・意宇郡(17)	
10 手染	「此の国は、丁寧に造れる国なり」と詔りたまひて、故、丁寧と負せ給ひき。…今の人猶誤りて手染の郷と謂へるのみ。			〃・鳴根郡(25)	
11 千酌	都久豆美命、此処に坐す。然れば則ち、都久豆美と謂ふべきを、今の人猶千酌と号くるのみ。			〃	(31)
12 蠟蟻	杵築の御崎に蟻蟻あり。天の羽々驚掠り持ちて、飛び燕り来て此の鳴に止りき。故、蟻蟻鳴といふ。今の人、猶誤りて梓蟻と号くるのみ。			〃	(35)
13 大野	「自然なきかも、猪の跡亡失せぬ」と詔りたまひき。故、内野といひき。然るに、今の人猶誤りて大野と号くるのみ。			〃・秋鹿郡(41)	

55 伊賦夜坂	…故、其の謂はゆる黄泉比良坂は、今、出雲国の伊賦夜坂と謂ふ。 「吾此地に来て、我が御心須賀須賀斯」とのりたまひて、其地に宮を作りて坐しき。故、其地をば今に須賀と云ふ。	古事記・神代卷
56 須賀	…御船に入れたる楯を取りて下り立ちたまひき。故、其地を号けて楯津と謂ひき。今者に日下の蓼津と謂ひき。	神武記・東征
57 蓼津	…山代の和訶羅河に到りし時、其の建波邇安王、軍を興して待ち遮り、各河を中に挟みて、対ひ立ちて相挑みき。故、其地を号けて伊杵美と謂ふ。今は伊豆美と謂ふなり。	崇神記・建波邇王の反乱
58 伊豆美	…久須姿の度に到りし時、皆迫め窘めらえて、屎出でて禪に懸りき。故、其地を号けて屎禪と謂ふ。今は、久須姿と謂ふ。	//
59 久須姿	…いと慚し」といひて、山代国の相楽に到りし時、樹の枝に取り懸りて死なむとしき。故、其地を号けて懸り木と謂ひしを、今は相楽と云ふ。又、弟国に到りし時、遂に峻き淵に墮ちて死にき。故、其地を号けて墮国と謂ひしを、今は弟国と云ふなり。	垂仁記・円野比売
60 相楽	…其の火打以ちて火を打出でて、向火を著けて焼き退けて、還り出でて皆其の国造等を切り滅して、即ち火を著けて焼きたまひき。故、今に焼遣と謂ふ。	景行記・倭建の東伐
61 弟国	…その入鹿魚の鼻の血晁かりき。故、其の浦を号けて血浦と謂ひき。今は都奴賀と謂ふ。	神功皇后記・氣比大神
62 焼遣		
63 都奴賀		

注・右の表の上段○印および中の数字は表1〜4にとりあげてある地名を示している。

イブに分れるようだ。先の構造式を用いてみると、第一のタイプは、イ↓ロ↓ハの三段式に地名が説かれ、「今」は、むしろハの段階に位置づけられる。例えば2田餘がその典型で、ヤマトタケルによって、清井が掘られ、かくしてその伝承から、「よくたまれる水かな」(イ)の言葉が伝えられ、是によって(ロ)、里の名を、(ハ)田餘と謂ふ(ハ)と地名が説明される。起原の伝承が「今」の地名に引き継がれており、地名起源譚の最も基本的なタイプである。このタイプには、1、2、3、4、5、6、7、8、9、14、16、19、29、30、45、49、56、62が類例となる。

次に第二のタイプは11千酌、15沼田の郷などが好例だが、これは既にf gで引用した資料がある。それを見ると、ウノチヒコが「爾

多の水もちて、御乾飯爾多に食しまさむ」と詔り、爾多と負せた(イ)×然れば則ち(ロ)×爾多の郷と謂ふべきを(ハ)×今の人、猶、努多といふのみ(ニ)、とイロハニをもって地名が説明される。あるいは22庭音の村では、大神の御糧が汚れて糞が生えた。そこで、酒を醸して、庭酒として献り、宴会をした(イ)、故(ロ)、庭酒の村といった(ハ)。今の人は庭音の村という(ニ)、の如き例となる。このタイプには、11、15、18、21、22、23、57、58、59、60、61、63が類例となる。この第二のタイプは、ハ↓ニの間の(音)の転移が「今」の語によって自覚的であることがわかるのだが、ホの要素を持たない点が注目される。(ただし、ホの要素がなくても、内実的には、先の二章で扱った「訛」「誤」「改」の範囲のものであること

は了解されるだろう。そこで問題は右の第二のタイプと「訛」「誤」「改」と解釈あるいは判断を示すあり方との関係である。

その一つの理解のヒントは、第5表に日本書紀と古事記の双方に、同じ地名の異なった扱いが見られるものがある。これは口承と書承の問題をなのであろう。書承という面からいえば、書承という行為が齎す文脈の整合性という性格を見せているのではないか。

紀 記

- 46 たでつ（蓼津）……………57
50 いづみかは（泉河）……………58
51 くすば（樟葉）……………59
52 おとくに（弟国）……………61

『紀』の所伝と『記』の所伝はほぼ等しく、同一の伝承に基づいているだろうことがわかる。そうでありながら、書紀には、先の構造式のホが加わり、古事記の例にはそれはなく、イロハニの段階で説明は終わっている。この古事記と日本書紀の僅かな差異、とはいふものの「今」^{〔地名〕}と謂ふは訛れるなり^{〔改〕}が加わるか否かと『記』の文体と『紀』の文体とを隔てているのだから意味は深い。この「今」が齎す文脈は、始原の伝承に基づいた地名が「今」何らかの理由によって異なっているという解釈、または判断によって、「訛」という理由づけがとり出される。これは、書承という行為の中で見出される自覚であり、書くことが齎す論理の必然的な帰結といえるのではないか。ただ、なぜ「訛」なのかは、書承時代の言語状況を表わしているにすぎない。書承という以外に今は言えそうもない。それにしても、村落や郷や、在地にとつては「今」の地名が最も重要なはずであるから、それを始原的地名の「訛」^{〔改〕}ったものだとする書紀の記述には、

書紀独特の王権の力が示されているといえよう。

記、紀、よる同地名の扱われ方から、右のような考察が可能と思われるが、この「訛」と同様の文体を持つ、風土記の例、また、「訛」と類似の位置を占める「誤」「改」の例も、書物の書承性を示している部分であろう。風土記の場合、その資料的背景はきわめて雑多な段階を踏んでいるように思われるが、少なくともとりあげた「訛」「誤」「改」についてはそのように言い得るし、公文書を持つ権力性ともいふ性格は書紀に準じていると言えそうである。

四

ちなみに古事記には「訛」「誤」「改」の用例が悉く表われないということも、古事記が口承性を残す文体であるということ、この面からだけは言えそうである。以上、二章三章において、風土記、書紀の「訛」を出発点として、地名起源譚の構造式をとり出し、中でも〈音〉の転移を示すハニを軸にその類似の用例を求め、資料範囲を拡大しながら見出してきた。それらは「訛」「誤」さらに「改」および「今」で導かれる一部が類似の用例として並んでとり出された。とりわけ三章では「今」によって導かれる文脈を検討することによって、構造式のホのあり方が明瞭になってきた。ホ、つまり「訛」「誤」および「改」の一部は、書承性の故に自覚された、〈音〉の転移という言語現象に対する解釈であり判断を示す用語である。ちなみに、口承的であると見られるイロハニの段階では、たとえ「今」によって文脈が導かれても、〈音〉の転移には無頓着である。というよりは、〈音〉の転移は口承的言語においては、むしろ無条件に受け入れられているものだと言うべきであろう。

注1 近藤『風土記』考―地名命名の様式―(立正大学文学部論叢83号) 昭61

2 阿部源蔵『古代地名伝説考Ⅱ―よこなまり式を中心に―(北海道学芸大
学紀要第一部A・15巻2号) 昭39

我妻多賀子「訛(ヨコナマル)」考(星美学園短大・研究論叢16) 昭59

3 「磨」「麼」ともに漢音バ、呉音マである。そこに両字が文献上混在する
要因があるようである。ただし「磨」は書紀ではマ音に多く使われる傾
向を示していると見てよい。「播磨国」「布刀磨爾」等々。「麼」に関
してはバ音に用いる傾向が多いようだが、確実ではない。「麼」は歌謡
に比較的多く用いられているのが特徴的といえる。この二字に関して例
えば、雄略紀歌謡(75)から例をとると、次のようにある。原文は国史
大系本による。

野磨(前田家本・宮内庁書陵部本「麼」等能 小武羅の嶽に……
鹿猪待つと 倭我伊麻西麼(前田家本による原文Ⅱ寛文刊本「磨」
さ猪待つと 倭我陁陁西麼(同 右)……

はふ蟲も 大君に磨(前田家本・宮内庁書陵部本「麼」都羅符……

なお、紀歌謡(96・97)にも両様の記述を見る資料がある。

4 『時代別国語辞典』(三省堂)なばる項参照。

なお、語義に関しては前掲我妻論文(注2)参照。

5 小林信子「九州風土記における地名起源説話一考察―「訛」形成の記事
と「改名」形式の記事の違いについて―(皇学館論叢2、昭58)

和銅養老年間の諸国郡の統廃合が国家体制のもとで行われ、この行政
上の力が影響を与えたものではないかと推論している。
しかし、国家的なものが局部的にしか表われないところに問題が残る。

追記、本論は、二章の資料の一部を用いて上代文学会高岡大会(昭58・

5・29)において「訛」と地名起源譚との間」と題して研究発表
を行ったものを基に加筆補正したものである。

「古代文学」総目録

25号(昭和六十一年三月三十一日発行)

特集〈懐風藻〉

懐風藻と中国文学

梅花の歌と懐風藻

〈和習〉の位相

都市文学としての懐風藻

『懐風藻』―模倣の思考―

辰巳 正明

大久保廣行

丸山 隆司

吳 哲男

村井 紀

戸をめぐる表現の位相―古代の表現をめぐる―

「遠呂智」退治譚の〈語り〉の構造

―表現としての古事記―

高木神論

ヤマトタケル論―「言(こと)」への展開―

岡部 隆志

斎藤 英喜

坂本 勝

森 昌文